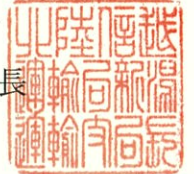


新運整第 467 号の 2  
令和 5 年 10 月 10 日

整備管理者の選任を必要とする使用者 各位

北陸信越運輸局新潟運輸支局長



「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙（令和 5 年 10 月 2 日付け北信技保第 89 号）のとおり通知がありましたので了知願います。



北信技保第89号  
令和5年10月2日

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長  
(公印省略)

「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」の一部改正について

標記について、自動車局長より別紙写し（令和5年9月29日付け国自整第120号）のとおり通達があったので、了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

国自整第120号  
令和5年9月29日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」の一部改正について

標記について、今般、「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」(平成15年3月18日付け国自整第216号)の一部を、別添新旧対照表のとおり改正したので、その旨了知されるとともに、遺漏のなきよう取り扱われたい。

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第216号 平成15年3月18日</p> <p>一部改正 平成16年2月25日 一部改正 平成19年7月9日 一部改正 平成21年11月24日 一部改正 平成23年3月31日 一部改正 平成28年12月8日 一部改正 平成30年9月28日 一部改正 令和2年12月23日 <b>一部改正 令和5年9月29日</b></p> <p>各地方運輸局長 殿（単名各通） 沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p>道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について</p> <p>近年の自動車技術の進歩等により、マイカーをはじめとして自家用乗用車の保守管理については、特段の専門的知識を必要としなくなっていること等にかんがみ、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成14年7月17日法律第89号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年国土交通省令第18号）が平成15年4月1日より施行され、整備管理者制度が見直されることとなったが、これについて、以下のとおり、その運用を定めたので、遺漏なきよう運用されたい。</p> <p>なお、この通達に伴い、昭和26年9月19日付け自整第34号、昭和28年12月12日付け自整第94号、昭和28年12月7日付け自整第95号、昭和30年11月2日付け自整第75号、昭和34年3月9日付け自整第22号、昭和46年10月9日付け自整第265号及び平成7年3月29日付け自整第72号は廃止する。</p> <p>&lt;総論&gt; <u>1-1. 整備管理者制度の趣旨について</u> 整備管理者制度は、本来、使用者が道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきで</p>	<p style="text-align: right;">国自整第216号 平成15年3月18日</p> <p>一部改正 平成16年2月25日 一部改正 平成19年7月9日 一部改正 平成21年11月24日 一部改正 平成23年3月31日 一部改正 平成28年12月8日 一部改正 平成30年9月28日 一部改正 令和2年12月23日</p> <p>各地方運輸局長 殿（単名各通） 沖縄総合事務局長</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p> <p>道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について</p> <p>近年の自動車技術の進歩等により、マイカーをはじめとして自家用乗用車の保守管理については、特段の専門的知識を必要としなくなっていること等にかんがみ、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成14年7月17日法律第89号）及び道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年国土交通省令第18号）が平成15年4月1日より施行され、整備管理者制度が見直されることとなったが、これについて、以下のとおり、その運用を定めたので、遺漏なきよう運用されたい。</p> <p>なお、この通達に伴い、昭和26年9月19日付け自整第34号、昭和28年12月12日付け自整第94号、昭和28年12月7日付け自整第95号、昭和30年11月2日付け自整第75号、昭和34年3月9日付け自整第22号、昭和46年10月9日付け自整第265号及び平成7年3月29日付け自整第72号は廃止する。</p> <p>&lt;総論&gt; <u>1-1. 整備管理者制度の趣旨について</u> 整備管理者制度は、本来、使用者が道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第47条の規定等に基づき、その使用する自動車の点検及び整備並びに車庫の管理について自主的に安全確保及び環境保全を図るための注意を払うべきで</p>

あるものの、

- ・使用する自動車の台数が多い場合には、使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること
- ・大型バスのような車両構造が特殊なものや、大型車タイヤの脱落等、事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には、専門的知識を持って車両管理を行う必要があること

等から、整備管理者を選任し、使用者に代わって車両管理を行う事により、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保・環境保全を図るために設けられているものである。

### 1-2. 整備管理者の業務及び役割について

整備管理者に求められる業務は、上記の趣旨に基づいて、法第50条において「自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理」することとされている。

具体的には、整備管理者は少なくとも

- ・日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等に実施させること
- ・日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- ・定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・上記以外の随時必要な点検や適切なタイヤ脱着作業について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- ・点検整備記録簿、タイヤ脱着時の作業管理表（大型車）その他の記録簿を管理すること
- ・自動車車庫を管理すること
- ・上記に掲げる業務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

の業務を行うことが必要である。

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第32条第1項の規定により、使用者は、整備管理者がこれらの業務を的確に遂行出来る体制を整えとともに、整備管理者に、上記の業務を行うために必要な権限を与えなければならないこととされている。

これは、使用者の内部組織における整備管理者の執行する業務とこれに伴う権限を明確にし、自主管理体制の確立を図るとともに、整備管理者に使用者から独立した権限が与えられることにより、仮に利益追求を最優先する使用者が安全確保・環境保全を軽視して自動車を運行させようとした場合であっても、整備管理者が利益追求のみにとらわれることなく安全確保・環境保全の観点から運行可否の決定等を行い、適切

あるものの、

- ・使用する自動車の台数が多い場合には、使用者自らが点検・整備について管理することが困難となり、管理・責任体制が曖昧になるおそれがあること
- ・大型バスのような車両構造が特殊な自動車であって事故の際の被害が甚大となる自動車を用いる場合には、専門的知識を持って車両管理を行う必要があること

等から、整備管理者を選任し、使用者に代わって車両管理を行う事により、点検・整備に関する管理・責任体制を確立し、自動車の安全確保・環境保全を図るために設けられているものである。

### 1-2. 整備管理者の業務及び役割について

整備管理者に求められる業務は、上記の趣旨に基づいて、法第50条において「自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理」することとされている。

具体的には、整備管理者は少なくとも

- ・日常点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は運転者等に実施させること
- ・日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること
- ・定期点検について、その実施方法を定め、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・上記以外の随時必要な点検について、それを実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・日常点検、定期点検又は随時必要な点検の結果から判断して、必要な整備を実施すること又は整備工場等に実施させること
- ・定期点検又は前号の必要な整備の実施計画を定めること
- ・点検整備記録簿その他の記録簿を管理すること
- ・自動車車庫を管理すること
- ・上記に掲げる業務を処理するため、運転者及び整備要員を指導監督すること

の業務を行うことが必要である。

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「規則」という。）第32条第1項の規定により、使用者は、整備管理者がこれらの業務を的確に遂行出来る体制を整えとともに、整備管理者に、上記の業務を行うために必要な権限を与えなければならないこととされている。

これは、使用者の内部組織における整備管理者の執行する業務とこれに伴う権限を明確にし、自主管理体制の確立を図るとともに、整備管理者に使用者から独立した権限が与えられることにより、仮に利益追求を最優先する使用者が安全確保・環境保全を軽視して自動車を運行させようとした場合であっても、整備管理者が利益追求のみにとらわれることなく安全確保・環境保全の観点から運行可否の決定等を行い、適切

な車両運用を確保させるために規定されているものである。

自動車の安全な運行のためには、適切な運行可否の決定が必要不可欠であるが、そのためには、日常点検の実施結果に係る情報が必要である。また、日常点検には、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に実施する項目もあり、そのような項目を適切に実施するためには、前日までの実施状況等を踏まえて日常点検を行うことが望ましい。

については、日常点検を実施した際には、その結果を点検実施者が記録したうえで整備管理者に報告するとともに、整備管理者がその記録の保存・管理に努めるよう指導されたい。

なお、記録の様式については特に定めはないが、事業者の負担を考慮しつつ、少なくとも日常において確認可能であるもの（例：日常点検表）とされたい。

また、点検整備記録簿については、自動車に備え置き、定期点検整備等を実施したときに記載することが義務付けられているが、整備管理者が適切に管理を行うためには、営業所において記録の参照が出来ることが求められる。

① 定期点検の実施計画は、点検整備を実施した旨をその年月日等の情報とともに記載し、営業所において保存すること。

② **点検整備記録簿やタイヤ脱着時の作業管理表等の写し、又は電子的記録簿等のこれらと同等と認められるものを営業所において保存すること。**

### 1-3. 整備管理規程について

今般、規則第32条第2項を新設し、整備管理者の業務内容、地位等を明示することにより自主的な車両管理体制を確立するため、整備管理者の義務として、規則第32条第1項各号に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程（以下「整備管理規程」という。）の策定を明記した。

当該整備管理規程には、規則第32条第1項各号に掲げる権限に基づく業務が明記されていることが最低限必要であるが、それに加えて、いかなる権限を付与するか等については使用者の業態等によるものであることから、整備管理規程の策定に当たっては、事業用、自家用の別又は使用車両数等の実情をよく考慮して指導すること。

**また、整備管理規程は、タイヤ脱着作業等の自家整備作業についても可能な限り具体的に記述されていることが必要であり、規則第32条第1項各号に掲げる事項を形式的に記載することで事足りれりとする事のないよう特に留意されたい。**

さらに、整備管理者は、上記の整備管理規程に基づき、その業務を行わなければならないことを明記したことから、違反事実が発覚した場合には、法第53条に基づく解任命令を発令することが必要であるため、この運用については、厳正に対処されたい。

1-4. ～5-3. (略)

な車両運用を確保させるために規定されているものである。

自動車の安全な運行のためには、適切な運行可否の決定が必要不可欠であるが、そのためには、日常点検の実施結果に係る情報が必要である。また、日常点検には、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に実施する項目もあり、そのような項目を適切に実施するためには、前日までの実施状況等を踏まえて日常点検を行うことが望ましい。

については、日常点検を実施した際には、その結果を点検実施者が記録したうえで整備管理者に報告するとともに、整備管理者がその記録の保存・管理に努めるよう指導されたい。

なお、記録の様式については特に定めはないが、事業者の負担を考慮しつつ、少なくとも日常において確認可能であるもの（例：日常点検表）とされたい。

また、点検整備記録簿については、自動車に備え置き、定期点検整備等を実施したときに記載することが義務付けられているが、整備管理者が適切に管理を行うためには、営業所において記録の参照が出来ることが求められる。

① 定期点検の実施計画は、点検整備を実施した旨をその年月日等の情報とともに記載し、営業所において保存すること。

② 点検整備記録簿の写し又は電子的記録簿等のこれと同等と認められるものを営業所において保存すること。

### 1-3. 整備管理規定について

今般、規則第32条第2項を新設し、整備管理者の業務内容、地位等を明示することにより自主的な車両管理体制を確立するため、整備管理者の義務として、規則第32条第1項各号に掲げる事項の執行に係る基準に関する規程（以下「整備管理規程」という。）の策定を明記した。

当該整備管理規程には、規則第32条第1項各号に掲げる権限に基づく業務が明記されていることが最低限必要であるが、それに加えて、いかなる権限を付与するか等については使用者の業態等によるものであることから、整備管理規程の策定に当たっては、事業用、自家用の別又は使用車両数等の実情をよく考慮して指導すること。

また、整備管理規程は可能な限り具体的に記述されていることが必要であり、規則第32条第1項各号に掲げる事項を形式的に記載することで事足りれりとする事のないよう特に留意されたい。

さらに、整備管理者は、上記の整備管理規程に基づき、その業務を行わなければならないことを明記したことから、違反事実が発覚した場合には、法第53条に基づく解任命令を発令することが必要であるため、この運用については、厳正に対処されたい。

1-4. ～5-3. (略)



#### 4-2. 選任届の添付書類

規則第33条第2項に規定する選任届に添付すべき書面のうち、「信じさせるに足る書面」とは、地方運輸局長が信ずるに足る学校や協会等の証明書といった届出者に利害関係のない第三者が証明する書面であるべきであるが、このような書面が得られがたい場合には、本人の履歴の誓約書又は使用者の使用証明書（労働基準法第22条参照）を提出させること。

また、選任届の届出に際しては、整備管理者の責務を被選任者に自覚させるため、当該整備管理者となる者が同意している旨を確認できる書面を提出させること。

さらに、一定の条件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2に定める子会社等及び親会社等の関係にある企業及び同一の親会社等を持つ子会社等をいう。以下同じ。）内において整備管理者を外部委託（他の企業に所属する職員から整備管理者を選任することをいう。道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条に基づく事業の管理の受委託により、運行管理業務と一体的に委託している場合を除く。）している場合又は自家用自動車について外部委託している場合には、下表に示す必要書面を併せて提出させること。

ただし、同意している旨については、選任届に記入させることに代えても差し支えない。

上記の必要書面を含め、選任届の際に必要な書面は下表のとおりとする。

提出が必要な届出者	必要書面	備考
①外部委託をしない場合	<p>○整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面</p> <p>&lt;第1号（実務経験）の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面</li> <li>・上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第22号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第3条の5の研修をいう。以下同じ）の修了を証明する書面等の写し</li> <li>・選任前研修修了証明書の写し</li> </ul> <p>&lt;第2号（整備士）の場合&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両管理を行おうとする自動車と同種類か要確認。</li> </ul>

#### 4-2. 選任届の添付書類

規則第33条第2項に規定する選任届に添付すべき書面のうち、「信じさせるに足る書面」とは、地方運輸局長が信ずるに足る学校や協会等の証明書といった届出者に利害関係のない第三者が証明する書面であるべきであるが、このような書面が得られがたい場合には、本人の履歴の誓約書又は使用者の使用証明書（労働基準法第22条参照）を提出させること。

また、選任届の届出に際しては、整備管理者の責務を被選任者に自覚させるため、当該整備管理者となる者が同意している旨を確認できる書面を提出させること。

さらに、一定の条件を満たすグループ企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2及び第4号の2に定める子会社等及び親会社等の関係にある企業及び同一の親会社等を持つ子会社等をいう。以下同じ。）内において整備管理者を外部委託（他の企業に所属する職員から整備管理者を選任することをいう。道路運送法（昭和26年法律第183号）第35条に基づく事業の管理の受委託により、運行管理業務と一体的に委託している場合を除く。）している場合又は自家用自動車について外部委託している場合には、下表に示す必要書面を併せて提出させること。

ただし、同意している旨については、選任届に記入させることに代えても差し支えない。

上記の必要書面を含め、選任届の際に必要な書面は下表のとおりとする。

提出が必要な届出者	必要書面	備考
①外部委託をしない場合	<p>○整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面</p> <p>&lt;第1号（実務経験）の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面</li> <li>・上記が提出できない場合には、2年の実務経験を有することがわかる選任後研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第22号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第15条の研修をいう。以下同じ）の修了を証明する書面等の写し</li> <li>・選任前研修修了証明書の写し</li> </ul> <p>&lt;第2号（整備士）の場合&gt;</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両管理を行おうとする自動車と同種類か要確認。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合格証明書の写し</li> </ul> <p>○整備管理規程</p> <p>&lt;補助者を選任する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「5-1. 整備管理者の補助者について」の(1)～(5)に定める条件を満足していることを確認</li> </ul> <p>○被選任者が、過去2年間（規則第31条/3第1号又は第2号の規定に適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明するもの）</p> <p>○被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提示でも構わない。</li> <li>・不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実務の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ることを通知すること。</li> </ul>
②グループ企業内（委託先と委託元が同一のグループに属する場合を指す。以下同じ。）において、整備管理者を外部委託する場合	(省略)	(省略)
③自家用において、整備管理者を外部委託する場合	(省略)	

<解任命令>  
6-1 整備管理者の解任命令について

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合格証明書の写し</li> </ul> <p>○整備管理規程</p> <p>&lt;補助者を選任する場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「5-1. 整備管理者の補助者について」の(1)～(5)に定める条件を満足していることを確認</li> </ul> <p>○被選任者が、過去2年間（規則第31条/3第1号又は第2号の規定に適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明するもの）</p> <p>○被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提示でも構わない。</li> <li>・不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実務の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ることを通知すること。</li> </ul>
②グループ企業内（委託先と委託元が同一のグループに属する場合を指す。以下同じ。）において、整備管理者を外部委託する場合	(省略)	(省略)
③自家用において、整備管理者を外部委託する場合	(省略)	(省略)

<解任命令>  
6-1 整備管理者の解任命令について



法第53条の規定により、地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したときは、その使用者に対して、整備管理者の解任を命ずることができることとされている。今般の見直しにより、整備管理者の義務を明確化したことから、今後は法令に基づき厳正に対処されたい。

(1)整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合

(2)整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかったり、運行可否の決定をしていなかったりする等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合

(3)大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合（自動車運送事業者にあつては、行政処分等の基準における、「ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する車輪脱落事故が発生したもの」の再違反の適用を受ける場合とし、自動車運送事業者以外にあつては、同処分基準を適用する場合と同等と認められる場合とする。）

(4)整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合

(5)選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかったことが判明した場合又は選任時は資格要件を満たしていたものの、その後資格要件を満たさなくなった場合

(6)日常点検に基づく可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合のような事例が発生した場合には、解任命令を発令することが適当であるので、厳正に対処されたい。

なお、ここでいう「事故」とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号、第3号、**第11号及び第12号**に定めるものをいう。

また、円滑な制度運用に資するため、解任命令を発動した際には事後に本省**自動車整備課**まで連絡されたい。

なお、解任命令とは、運輸局長が直接整備管理者を罷免することでも、使用者に対して雇用契約の解除を強要するものでもなく、単に業務上不適格であるとの理由によって、整備管理者たる地位から他の地位に人事上の異動をすべきことを使用者に命ずるのみであって、整備管理者の責任の追及ではなく、むしろ使用者の責任を追及しているものであるといえる。しかし、解任された本人に対する社会的批判は必ずしもこの点について理解を有しないことが多いことから、いたずらに個人の尊厳を傷つけることのないよう留意しなければならない。

また、当然のことながら、解任命令を行うに当たっては、行政手続法に基づき適切

法第53条の規定により、地方運輸局長は、整備管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したときは、その使用者に対して、整備管理者の解任を命ずることができることとされている。今般の見直しにより、整備管理者の義務を明確化したことから、今後は法令に基づき厳正に対処されたい。

(1)整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、当該自動車について日常点検整備、定期点検整備等が適切に行われていなかったことが判明した場合

(2)整備不良が主な要因となる事故が発生した場合であって、その調査の結果、整備管理者が日常点検の実施方法を定めていなかったり、運行可否の決定をしていなかったりする等、整備管理規程に基づく業務を適切に行っていなかったことが判明した場合

**(新設)**

(3)整備管理者が自ら不正改造を行っていた場合、不正改造の実施を指示・容認した場合又は不正改造車の使用を指示・容認した場合

(4)選任届の内容に虚偽があり、実際には資格要件を満たしていなかったことが判明した場合又は選任時は資格要件を満たしていたものの、その後資格要件を満たさなくなった場合

(5)日常点検に基づく可否決定を全く行わない、複数の車両について1年以上定期点検を行わない、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない等、整備管理者としての業務の遂行状態が著しく不適切な場合のような事例が発生した場合には、解任命令を発令することが適当であるので、厳正に対処されたい。

なお、ここでいう「事故」とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第1号、第3号及び第11号に定めるものをいう。

また、円滑な制度運用に資するため、解任命令を発動した際には事後に本省**整備課**まで連絡されたい。

なお、解任命令とは、運輸局長が直接整備管理者を罷免することでも、使用者に対して雇用契約の解除を強要するものでもなく、単に業務上不適格であるとの理由によって、整備管理者たる地位から他の地位に人事上の異動をすべきことを使用者に命ずるのみであって、整備管理者の責任の追及ではなく、むしろ使用者の責任を追及しているものであるといえる。しかし、解任された本人に対する社会的批判は必ずしもこの点について理解を有しないことが多いことから、いたずらに個人の尊厳を傷つけることのないよう留意しなければならない。

に行うよう留意されたい。

### 7-2. 選任前研修のカリキュラム

選任前研修については、車両管理業務を行うに当たっては必要な基礎知識及び基礎的能力を備えさせるための項目である

- ① 整備管理者制度の趣旨、目的
- ② 整備管理者の業務、権限
- ③ 点検・整備の方法
- ④ 整備管理者の関係法令

等についての内容を中心として行うこととする。

選任前研修のカリキュラムの詳細については、各地方運輸局長等の判断に任せるが、可能な限り全国統一を図るため、以下のカリキュラムを参考にしつつ、実施すること。

また、受講者の管理意識の醸成を図るため、研修終了後、研修内容の習熟度測定を行うこと。

(選任前研修)

科目及び内容	時間(分)	備考
1. 整備管理者の役割 ① 整備管理者制度の趣旨及び目的 ② 整備管理者の選任を必要とする使用者 ③ 整備管理者になるために必要な資格 ④ 整備管理者の法定義務 ⑤ 整備管理者の研修の必要性 ⑥ 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領	30	
2. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容 ① 点検・整備の義務、目的及び体系等 ② 点検・整備の内容及び体系等 ③ 日常点検の方法 ④ 日常点検の実務（車両異常箇所の見方と判断、管理事例等） ⑤ 定期点検の方法 ⑥ 定期点検の実務（計画の要点、距離や時間に応じた部品の交換サイクル、管理事例等）	60	・可能な限りビデオや実車を用いること ・可能な限り実例を用いて説明すること
3. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策 ① 車両故障の発生状況 ② 車両故障の事例及びその防止対策 ③ 大型車の車輪脱落事故の事例及び事故防止対策 ④ 車両故障に起因する自動車事故報告について	45	

また、当然のことながら、解任命令を行うに当たっては、行政手続法に基づき適切に行うよう留意されたい。

### 7-2. 選任前研修のカリキュラム

選任前研修については、車両管理業務を行うに当たっては必要な基礎知識及び基礎的能力を備えさせるための項目である

- ① 整備管理者制度の趣旨、目的
- ② 整備管理者の業務、権限
- ③ 点検・整備の方法
- ④ 整備管理者の関係法令

等についての内容を中心として行うこととする。

選任前研修のカリキュラムの詳細については、各地方運輸局長等の判断に任せるが、可能な限り全国統一を図るため、以下のカリキュラムを参考にしつつ、実施すること。

また、受講者の管理意識の醸成を図るため、研修終了後、研修内容の習熟度測定を行うこと。

(選任前研修)

科目及び内容	時間(分)	備考
1. 整備管理者の役割 ① 整備管理者制度の趣旨及び目的 ② 整備管理者の選任を必要とする使用者 ③ 整備管理者になるために必要な資格 ④ 整備管理者の法定義務 ⑤ 整備管理者の研修の必要性 ⑥ 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領	30	
2. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容 ① 点検・整備の義務、目的及び体系等 ② 点検・整備の内容及び体系等 ③ 日常点検の方法 ④ 日常点検の実務（車両異常箇所の見方と判断、管理事例等） ⑤ 定期点検の方法 ⑥ 定期点検の実務（計画の要点、距離や時間に応じた部品の交換サイクル、管理事例等）	60	・可能な限りビデオや実車を用いること ・可能な限り実例を用いて説明すること
3. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策 ① 車両故障の発生状況 ② 車両故障の事例及びその防止対策 (新設) ③ 車両故障に起因する自動車事故報告について	45	

4. 車両管理上必要な関係法令 ① 道路運送車両法の目的・体系 ② 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、保安規則及び自動車点検基準 ③ 上記関係通達	15	
5. 車両管理の内容 ① 車両管理の義務及び目的 ② 車両管理の内容と実務（部品・資材管理・車庫管理）	15	
6. 運転者等に対する指導教育（方法と実務） ① 安全運転の基本（車両構造が運転に与える影響等） ② 自動車の構造装置 ③ 日常点検等点検整備の方法 ④ 車両故障や事故時の処置方法 ⑤ 事故防止対策の取組方法	15	
7. 整備や事故防止対策に関する行政情報等の提供 ① 整備や事故防止対策に関する行政情報（プレスリリース等）の提供 ② 車両技術に関するメーカーの情報提供	30	
8. 研修の習熟度測定 ① 1. から6. までの研修終了後、試問形式等による習熟度測定を行う（設問については、1. から6. までの内容から行い、終了後、受講者自身による自己採点を行うものとする） ② 習熟度測定終了後は、試問等の内容について解説を行い、研修内容の理解を深めさせる7. 整備に関する行政情報、整備に関連する業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供		

7-3. ～8-1 (略)

8-2. 選任後研修のカリキュラム

選任後研修においては、従来より運送事業者が選任している整備管理者に対して行っていたものを充実させ、かつ、車両管理の手法や自動車を取り巻く環境の変化、事故防止対策等の情報提供を中心とした項目である

- ① 近年の事故事例並びに事故防止対策
- ② 法令改正等

4. 車両管理上必要な関係法令 ① 道路運送車両法の目的・体系 ② 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、保安規則及び自動車点検基準 ③ 上記関係通達	15	
5. 車両管理の内容 ① 車両管理の義務及び目的 ② 車両管理の内容と実務（部品・資材管理・車庫管理）	15	
6. 運転者等に対する指導教育（方法と実務） ① 安全運転の基本（車両構造が運転に与える影響等） ② 自動車の構造装置 ③ 日常点検等点検整備の方法 ④ 車両故障や事故時の処置方法 (新設)	15	
7. 整備に関する行政情報等の提供 ① 整備に関する行政情報（プレスリリース等）の提供 ② 車両技術に関するメーカーの情報提供	30	
8. 研修の習熟度測定 ① 1. から6. までの研修終了後、試問形式等による習熟度測定を行う（設問については、1. から6. までの内容から行い、終了後、受講者自身による自己採点を行うものとする） ② 習熟度測定終了後は、試問等の内容について解説を行い、研修内容の理解を深めさせる7. 整備に関する行政情報、整備に関連する業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供		

7-3～8-1. (略)

8-2. 選任後研修のカリキュラム

選任後研修においては、従来より運送事業者が選任している整備管理者に対して行っていたものを充実させ、かつ、車両管理の手法や自動車を取り巻く環境の変化等の情報提供を中心とした項目である

- ① 近年の事故事例
- ② 法令改正等

③ 自動車技術の進歩、使用実態の変化に伴う車両管理の手法等について内容を中心として行うこととする。  
 選任後研修のカリキュラムの詳細については、各地方運輸局長等の判断に任せるが、可能な限り全国統一を図るため、以下のカリキュラムを参考にしつつ、実施すること。  
 また、選任後研修は、従来どおり運送事業者が選任している整備管理者が対象であり、自家用自動車の使用者が選任している整備管理者は対象ではないので留意されたい。

(選任後研修)

科目及び内容	時間(分)	備考
1. 整備管理者の役割 ① 整備管理者制度の趣旨及び目的 ② 整備管理者の選任を必要とする使用者 ③ 整備管理者になるために必要な資格 ④ 整備管理者の法定義務 ⑤ 整備管理者の研修の必要性 ⑥ 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領		
2. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容 ① 点検・整備の義務、目的及び体系等 ② 点検・整備の内容及び項目 ③ 日常点検の実務（整備の要点、車両異常箇所の見方と判断、他社のヒヤリ・ハット事例や管理事例等） ④ 定期点検の実務（計画の要点、距離や時間に応じた部品の交換サイクル、管理事例等）		
3. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策 ① 車両故障の発生状況 ② 車両故障の事例及びその防止対策 ③ 大型車の車輪脱落事故の事例及び事故防止対策 ④ 車両故障に起因する自動車事故報告について		
4. 車両管理上必要な関係法令 ① 道路運送車両法の目的・体系 ② 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、保安規則及び自動車点検基準 ③ 上記関係通達		
5. 車両管理の内容 ① 車両管理の義務及び目的 ② 車両管理の内容と実務（部品・資材管理・車庫管理）		

③ 自動車技術の進歩、使用実態の変化に伴う車両管理の手法等について内容を中心として行うこととする。  
 選任後研修のカリキュラムの詳細については、各地方運輸局長等の判断に任せるが、可能な限り全国統一を図るため、以下のカリキュラムを参考にしつつ、実施すること。  
 また、選任後研修は、従来どおり運送事業者が選任している整備管理者が対象であり、自家用自動車の使用者が選任している整備管理者は対象ではないので留意されたい。

(選任後研修)

科目及び内容	時間(分)	備考
1. 整備管理者の役割 ① 整備管理者制度の趣旨及び目的 ② 整備管理者の選任を必要とする使用者 ③ 整備管理者になるために必要な資格 ④ 整備管理者の法定義務 ⑤ 整備管理者の研修の必要性 ⑥ 整備管理者の選任届出に関する事務手続の要領		
2. 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容 ① 点検・整備の義務、目的及び体系等 ② 点検・整備の内容及び項目 ③ 日常点検の実務（整備の要点、車両異常箇所の見方と判断、他社のヒヤリ・ハット事例や管理事例等） ④ 定期点検の実務（計画の要点、距離や時間に応じた部品の交換サイクル、管理事例等）		
3. 路上車両故障等の発生状況とその防止対策 ① 車両故障の発生状況 ② 車両故障の事例及びその防止対策 (新設) ③ 車両故障に起因する自動車事故報告について		
4. 車両管理上必要な関係法令 ① 道路運送車両法の目的・体系 ② 車両管理上必要な法、施行令、施行規則、保安規則及び自動車点検基準 ③ 上記改正内容に伴う関係通達の内容		
5. 車両管理の内容 ① 車両管理の義務及び目的 ② 車両管理の内容と実務（部品・資材管理・車庫管理）		

6. 運転者等に対する指導教育（方法と実務） ① 安全運転の基本（車両構造が運転に与える影響等） ② 自動車の構造装置 ③ 日常点検等点検整備の方法 ④ 車両故障や事故時の処置方法 ⑤ 事故防止対策の取組方法		
7. 整備や事故防止対策に関する行政情報、整備に関連する業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供 ① 整備や事故防止対策に関する行政情報（プレスリリース等）の提供 ② その他の整備に関連する情報提供 ③ 車両技術に関するメーカーの情報提供 ④ 上記情報を取得するための法令に関すること		

8-3. ～8-6 (略)

<選任前研修・選任後研修共通事項>

9. 研修の実施に当たっての留意点

研修の実施に当たっては、講師が資料を読むことにより説明するのみならず、動画、部品、実車などさまざまなツールを利用することにより、受講者が理解しやすい内容となるよう努めることが必要である。

また、研修の実施に当たっては、関係団体との連携を密にしつつ、効率的・効果的に実施するとともに、研修の実施日及び会場の周知を図られたい。

<本省への報告>

10. 本省への報告について

整備管理者に係る定期的な報告は本省自動車整備課あてに別紙3の様式に記入の上、電子メールにて、毎年度末現在（選任すべき本拠数については前年度末現在）の数を取りまとめて毎年5月1日までに報告すること。

なお、今後は、各支局ごとの数は本省には報告しなくてもよいが、各地方運輸局において各支局ごとの数を把握しておくこと。

また、報告にあたっては、下記の事項に注意されたい。

- ① 研修の実施回数及び受講人数については、延べ数ではなく、実際に実施した回数及び受講した人数を報告すること。
- ② 平成14年の法改正により、整備管理者の選任を要しなくなった使用者の整備管

6. 運転者等に対する指導教育（方法と実務） ① 安全運転の基本（車両構造が運転に与える影響等） ② 自動車の構造装置 ③ 日常点検等点検整備の方法 ④ 車両故障や事故時の処置方法 (新設)		
7. 整備に関する行政情報、整備に関連する業界情報、車両技術に関するメーカー情報の提供 ① 整備に関する行政情報（プレスリリース等）の提供 ② その他の整備に関連する情報提供 ③ 車両技術に関するメーカーの情報提供 ④ 上記情報を取得するための法令に関すること		

8-3. ～8-6. (略)

<選任前研修・選任後研修共通事項>

9. 研修の実施に当たっての留意点

研修の実施に当たっては、講師が資料を読むことにより説明するのみならず、ビデオ、実車などさまざまなツールを利用することにより、受講者が理解しやすい内容となるよう努めることが必要である。

また、研修の実施に当たっては、関係団体との連携を密にしつつ、効率的・効果的に実施するとともに、研修の実施日及び会場の周知を図られたい。

<本省への報告>

10. 本省への報告について

整備管理者に係る定期的な報告は本省整備課あてに別紙3の様式に記入の上、郵送及び電子メールにて、毎年度末現在（選任すべき本拠数については前年度末現在）の数を取りまとめて毎年5月1日までに報告すること。

なお、今後は、各支局ごとの数は本省には報告しなくてもよいが、各地方運輸局において各支局ごとの数を把握しておくこと。

また、報告にあたっては、下記の事項に注意されたい。

- ① 研修の実施回数及び受講人数については、延べ数ではなく、実際に実施した回数及び受講した人数を報告すること。
- ② 平成14年の法改正により、整備管理者の選任を要しなくなった使用者の整備管



理者については、解任されたものとして報告に含めないこと。

- ③ 本来整備管理者の選任を要さないが、使用者の独自の取組として選任している整備管理者（法第50条に基づかない者）については、報告に含めないこと。

附 則(令和5年9月29日付け国自整第120号)

この通達中、6-1(3)の規定については令和5年10月1日以降に発生した事故から、その他の規定は令和5年10月1日から施行する。

理者については、解任されたものとして報告に含めないこと。

- ③ 本来整備管理者の選任を要さないが、使用者の独自の取組として選任している整備管理者（法第50条に基づかない者）については、報告に含めないこと。